

高松市・庵治町 合併協議会だより

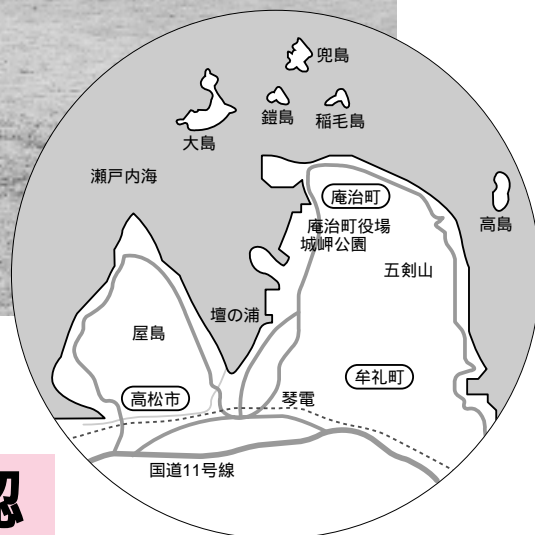
[編集・発行] 高松市・庵治町合併協議会事務局

2

2004.9発行



庵治町・城岬（しろばな）公園から見た屋島



合併協議の基本4項目を確認

- ① 合併の方式 …………… 編入合併 ~ 木田郡庵治町を廃止し、その区域を高松市に編入する。 ~
- ② 合併の期日 …………… 平成18年3月31日までの早い日为目标とする。
ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行う。
- ③ 市の名称 …………… 高松市
- ④ 市の事務所の位置 …… 高松市番町一丁目8番15号（現在の高松市役所の位置）

行政制度等の調整方針と建設計画の作成方針を決定

（詳しくは3・4ページ参照）



- ・報告第3号～6号
- ・幹事会の幹事長及び副幹事長の互選結果について
- ・幹事会部会部会長の指名結果について
- ・高松市・庵治町合併協議会だよりの発行について
- ・高松市・庵治町合併協議会ホームページの開設について

報告事項

報告第3号から第6号までの事項について報告されました。

会議の概要は次のとおりです。

第2回会議

平成16年7月2日(金)
庵治町役場

協議事項

第1回会議で提案された協議第1号から第4号までの4件が原案のとおり確認されました。

協議第1号（確認）

合併の方式について

・木田郡庵治町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

「編入合併の考え方」

高松市と庵治町の人口を始め、地方公共団体としての行政権能や行政組織体制、財政規模、その他都市機能などにおける両市町の相違の現状、また、住民の日常生活や行政・経済・文化など、様々な分野における相互依存等、密接不可分の関わりと影響を持ち合う中で、高松市を中心都市とした生活圏・都市圏を形成していること、さらには、合併特例法のメリットを受けるための効率的・効果的な対応など、総合的、大局的に判断し、現在の庵治町の区域を高松市に編入する「編入合併」を選択することとする。

なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。

これは、先進地域の事例を参考にした、編入合併の方式に関する一般的な考え方として、案件に付記されたものです。

協議第2号（確認）

合併の期日について

・合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日を目指とする。

ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行う。

（今後の協議の進捗状況等を見極めて、より具体的な合併の期日を改めて提案する。）

合併特例法の財政支援（合併特例債等）を受けるための期限を考慮したものです。

協議第3号（確認）

市の名称について

・市の名称は、高松市とする。

協議第4号（確認）

市の事務所の位置について

・市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号（現在の高松市役所の位置）とする。

Q

合併協定項目の「確認」とは？

A

合併協議会は、合併に関するあらゆる協議を行う場ですが、議会などのような議決機関ではないと考えられています。このため、合併協議会で、合併協定項目について協議が行われ、委員の意思集約が図られた場合には、「決定」されたとは言わずに「確認」されたという表現を使用しています。

すべての合併協定項目（46項目）が確認された後、協定書に調印し、両市町の議会の議決を経て、合併が決定されることになります。



第2回会議風景

議案事項

合併の方式が編入合併で確認されたことを受け、議案第10号・第11号の2件が審議され、原案のとおり決定されました。

議案第10号

行政制度等の調整方針について

行政制度等の調整方針が、下記のとおり定められました。

議案第11号

建設計画の作成方針について

建設計画の作成方針が、4ページのとおり定められました。

行政制度等の調整方針

(1) 基本的な考え方

行政制度等の調整に当たっては、合併協定項目の協議方針における基本原則を踏まえ、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行う。

(2) 調整方針

原則として、高松市の行政制度等に統一する。

(3) 調整方法

下記のとおり。

この場合、庵治町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を加える。なお、サービス・負担の適正化推進の視点から、特に必要があると認めるときは、高松市の制度等の見直しなど、総合調整を行う。

行政制度等の調整方法

両市町共にあり、同水準のもの

高松市の制度等に統一する。

両市町の住民サービス・住民負担に変化なし

両市町共にあるが、水準が異なるもの

高松市の制度等に統一する。

ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容、相違の程度等を勘案し、調整を行う。

庵治町の住民サービスが低下する場合や住民負担が重くなる場合には、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行う。

高松市にあって、庵治町にはない場合

高松市の制度等を適用する。

ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行う。

庵治町の住民負担が重くなる場合には、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行う。

高松市になく、庵治町にある場合

制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行う。

調整に当たっては、庵治町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、制度等の存続、廃止又は経過措置を設けることなどを検討する。

今後の合併協議のスケジュールは
どうなっているの？

想定される合併協議スケジュール（予定）		
	合併協定項目	建設計画
平成 16年 9月	合併協定項目の協議	(建設計画作成に当たつての住民懇談会の開催)
16年10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 両市町で調整後、 順次、協議会に 提案 </div>	住民懇談会の結果報告 建設計画の素案提案
16年11月		(住民説明会の開催) 建設計画（案）の提案
16年12月	合併協定項目の協議終了	建設計画の確認（最終）
17年 1月 、 17年 3月	合併協定書の調印 両市町議会での議決 （それぞれの議会で可決が必要） 県知事に合併の申請（平成17年3月31日まで）	

Q 行政制度等の調整方針とは？

A 両市町が合併するとした場合、現在、両市町が行っている各種の行政制度、事務事業等について、合併後、どのように取り扱うか、調整（すり合わせ）が必要ですが、その調整を行う際の、基本的な考え方となるのが行政制度等の調整方針です。今後、この方針に従い、現在、両市町で取扱いの異なる福祉サービス、国民健康保険事業、地方税、水道料金などについて、両市町間で調整を行い、順次、合併協定項目として合併協議会に提案していきます。

建設計画の作成方針

(1) 趣旨

両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図る。

(2) 構成

合併後の市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策・事業、公共施設の整備及び財政計画を中心として構成する。

(3) 期間

合併後、おおむね10年間とする。

(4) 区域

原則として庵治町地域を対象とするが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とする。

(5) 作成上の留意事項

基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。

対象事業については、第3次

庵治町振興計画及び新・高松市総合計画など、基本的な施策・方針との整合性に留意するとともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮する中で、その有効性・効率性や緊急性・優先度等を総合的に勘案し、合併後のまちづくりの根幹となるべき事業を選定する。

公共施設の整備については、その機能や役割を整理する中で、必要性や効果、地域バランス、財政状況などを考慮しながら検討する。

ハード面の事業に偏ることなく、ソフト面の事業についても重視した計画とする。

財政計画については、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成する。

事務局からのお知らせ

第4回会議の開催予定について

日時 / 平成16年10月中旬

場所 / 庵治町役場 1階 105会議室

日程が決定次第、ホームページ等でお知らせします。

合併協議会の傍聴について

会議開始30分前から先着順に受付します。傍聴の定員は、50人以内。

会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、庵治町役場のほかホームページでも会議資料や会議録をごらんいただけます。

Q 建設計画とは？

A 合併するに当たって、住民に対して合併後の将来の姿を示す、いわば市町合併によって新しく誕生するまちのマスタープランとしての役割を果たすものです。合併特例債など、さまざまな財政支援も、この建設計画を基礎として講じられます。建設計画という名称から、大きな施設や道路などハード事業を連想しがちですが、地域づくりや住民の主体的な活動の支援など、ソフト面の位置づけも重視されており、両面でのバランスのとれた計画が求められています。

住民懇談会の開催について

住民の意見を建設計画の作成に反映させるため、次のとおり住民懇談会を開催します。

テーマ：合併によるまちづくりの課題と問題点
合併によりどんなまちになればよいか

日 時

平成16年9月2日(木) 午後7時から

平成16年9月3日(金) 午後7時から

場 所

庵治町役場 1階 105会議室

編集・発行

高松市・庵治町合併協議会事務局

〒760 - 8571

高松市番町一丁目8番15号(高松市役所6F)

TEL (087)839 - 2121 FAX (087)839 - 2125

ホームページアドレス <http://www.takamatsu-aji.jp>

メールアドレス s0856@city.takamatsu.lg.jp

合併に関する御意見・お問い合わせがございましたら、事務局までお寄せください。